

現 行	改正案	備 考
<p data-bbox="409 577 1012 640">給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="596 850 819 913">2011</p> <p data-bbox="578 940 836 989"><u>(2016.6 改正版)</u></p> <p data-bbox="433 1795 982 1848">鹿児島市水道局</p>	<p data-bbox="1626 577 2228 640">給水装置工事施行基準</p> <p data-bbox="1813 850 2036 913">2011</p> <p data-bbox="1795 940 2053 989"><u>(2017.6 改正版)</u></p> <p data-bbox="1653 1795 2202 1848">鹿児島市水道局</p>	<p data-bbox="2546 1018 2769 1102">【表紙】 改正年月を変更。</p>

現 行	改正案	備 考
— 目 次 —	— 目 次 —	ページ数の整理
第1章 給水装置の概要	第1章 給水装置の概要	
第1節 給水装置の概要	第1節 給水装置の概要	
1 水道の目的 1	1 水道の目的 1	
2 給水装置の定義 1	2 給水装置の定義 1	
3 配水施設と給水装置 1	3 配水施設と給水装置 1	
4 給水装置の種別 2	4 給水装置の種別 2	
5 給水装置工事の種類 2	5 給水装置工事の種類 2	
6 給水装置工事に際しての留意点 2	6 給水装置工事に際しての留意点 2	
第2節 指定給水装置工事事業者	第2節 指定給水装置工事事業者	
1 指定給水装置工事事業者制度 4	1 指定給水装置工事事業者制度 4	
2 指定給水工事業者の責務 4	2 指定給水工事業者の責務 4	
3 主任技術者の役割 4	3 主任技術者の役割 4	
4 配管技能者等の配置 4	4 配管技能者等の配置 4	
5 給水装置工事記録の保存 5	5 給水装置工事記録の保存 5	
第3節 給水装置工事の管理	第3節 給水装置工事の管理	
1 工程管理 6	1 工程管理 7	
2 品質管理 7	2 品質管理 9	
3 安全管理等 8	3 安全管理等 9	
第2章 手 続	第2章 手 続	
第1節 市民と指定給水工事業者	第1節 市民と指定給水工事業者	
1 指定給水工事業者が施行する給水装置工事 10	1 指定給水工事業者が施行する給水装置工事 11	
2 工事の受注 10	2 工事の受注 11	
3 完成した給水装置の引渡し 11	3 完成した給水装置の引渡し 12	
第2節 工事施行に伴う申請手続等	第2節 工事施行に伴う申請手続等	
1 給水装置工事の施行承認 13	1 給水装置工事の施行承認 13	
第3節 設計審査	第3節 設計審査	
1 設計審査の申込方法 15	1 設計審査の申込方法 17	
2 審査項目 16	2 審査項目 17	
3 手数料等の納入 16	3 手数料等の納入 17	
4 工事の着手 16	4 工事の着手 17	
5 工事変更等の取扱い 16	5 工事変更等の取扱い 17	
第4節 指定給水工事業者の自主検査	第4節 指定給水工事業者の自主検査	
1 検査項目 18	1 検査項目 19	
2 自主検査チェックリスト 18	2 自主検査チェックリスト 19	

第5節 工事検査	
1 工事検査の申込方法	19
2 検査の種類	19
3 検査方法	20
4 検査内容	20
5 現場検査の省略	21
6 検査結果	21
7 留意事項	21
第6節 管理者と使用者との関係	
1 給水契約	22
2 供給規程	22
3 給水義務	22
4 水質基準	23
5 給水装置の検査及び水道水の水質検査	23
6 給水装置の管理責任	24
7 給水装置の検査	24
第3章 給水装置設計施行基準	
第1節 給水装置の基本計画	
1 基本調査	25
2 給水方式の決定	26
3 計画使用水量の決定	30
4 給水管の口径の決定	38
5 メーター口径	47
6 図面作成	48
第2節 材料及び器具	
1 給水管及び継手	53
2 給水用具	56
第3節 給水装置の施工	
1 給水管の取出し	68
2 配管	71
3 給水管の接合方法	76
4 給水管の埋設深さ及び占用位置	87
5 給水管の明示	87
6 止水栓の設置	89
7 止水栓ボックス及び仕切弁室	90
8 逆止弁の設置	90

第5節 工事検査	
1 工事検査の申込方法	20
2 検査の種類	20
3 検査方法	21
4 検査内容	21
5 現場検査の省略	22
6 検査結果	22
7 留意事項	22
第6節 管理者と使用者との関係	
1 給水契約	23
2 供給規程	23
3 給水義務	23
4 水質基準	24
5 給水装置の検査及び水道水の水質検査	24
6 給水装置の管理責任	25
7 給水装置の検査	25
第3章 給水装置設計施行基準	
第1節 給水装置の基本計画	
1 基本調査	26
2 給水方式の決定	27
3 計画使用水量の決定	32
4 給水管の口径の決定	44
5 メーター口径	53
6 図面作成	54
第2節 材料及び器具	
1 給水管及び継手	59
2 給水用具	62
第3節 給水装置の施工	
1 給水管の取出し	74
2 配管	77
3 給水管の接合方法	82
4 給水管の埋設深さ及び占用位置	98
5 給水管の明示	98
6 止水栓の設置	100
7 止水栓ボックス及び仕切弁室	101
8 逆止弁の設置	101
9 磁気活水器等の設置	102

ページ数の整理

第4節 水道メーター	
1 用語の定義	91
2 設置位置	91
3 設置上の注意	92
4 維持管理	94
5 メーターボックス	94
6 水道メーターの設置	96
7 水道メーターの保護	99
8 水道メーターの種類	99
第5節 土工事等	
1 土工事	101
2 道路復旧工事	102
3 現場管理	102
第6節 水の安全・衛生対策	
1 水の汚染防止	104
2 破壊防止	105
3 侵食防止	108
4 逆流防止	110
5 凍結防止	115
6 クロスコネクション防止	115
7 防露措置	116
第7節 維持管理	
1 漏水の点検	117
2 給水用具の故障と修理	118
3 異常現象と対策	118
4 その他	120
第4章 貯水槽水道	
第1節 受水槽	
1 受水槽の設置位置	121
2 受水槽の構造及び材質	122
3 受水槽の有効容量	128
4 受水槽の参考図	128
第2節 高置水槽	
1 高置水槽の設置位置	130
2 高置水槽の構造及び材質	130
3 高置水槽の有効容量	130
4 付属設備等	130

第4節 水道メーター	
1 用語の定義	103
2 設置位置	103
3 設置上の注意	104
4 維持管理	106
5 メーターボックス	106
6 水道メーターの設置	108
7 水道メーターの保護	111
8 水道メーターの種類	111
第5節 土工事等	
1 土工事	113
2 道路復旧工事	114
3 現場管理	115
第6節 水の安全・衛生対策	
1 水の汚染防止	116
2 破壊防止	117
3 侵食防止	120
4 逆流防止	122
5 凍結防止	127
6 クロスコネクション防止	127
7 防露措置	128
第7節 維持管理	
1 漏水の点検	129
2 給水用具の故障と修理	130
3 異常現象と対策	130
4 その他	132
第4章 貯水槽水道	
第1節 受水槽	
1 受水槽の設置位置	133
2 受水槽の構造及び材質	134
3 受水槽の有効容量	140
4 受水槽の参考図	140
第2節 高置水槽	
1 高置水槽の設置位置	142
2 高置水槽の構造及び材質	142
3 高置水槽の有効容量	142
4 付属設備等	142

ページ数の整理

第3節 貯水槽水道の維持管理

1 管理人	132
2 使用上の注意	132
3 点検	133
4 清掃	133
5 その他	133

参 考 資 料

資料1 水道の水理	参-1
資料2 直管換算表	参-10
資料3 3階直結給水基準	参-13
資料4 直結増圧式給水設計施行基準	参-16
資料4-2 増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準	参-26-1
資料5 各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の 各戸メーター等設置基準	参-28
資料6 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 の取扱いについて	参-36
資料7 流量表（給水）	参-41
資料8 計算例（給水）	参-47
資料9 自主検査チェックリスト	参-51
資料10 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度	参-53
資料11 道路工事現場における標示施設等の設置基準	参-57
資料12 鉛管の接合(応急時の技術資料)	参-59
資料12-2 水道用ポリエチレン管の止水工法(応急時の技術資料)	参-59-1
資料13 水質管理	参-60
資料14 検定公差及び使用公差	参-65

参考文献

第3節 貯水槽水道の維持管理

1 管理人	144
2 使用上の注意	144
3 点検	145
4 清掃	145
5 その他	145

参 考 資 料

資料1 水道の水理	参-1
資料2 直管換算表	参-10
資料3 3階直結給水基準	参-13
資料4 直結増圧式給水設計施行基準	参-16
資料5 増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準	参-27
資料6 各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の 各戸メーター等設置基準	参-32
資料7 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 の取扱いについて	参-40
資料8 流量表（給水）	参-45
資料9 計算例（給水）	参-51
資料10 自主検査チェックリスト	参-55
資料11 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度	参-57
資料12 道路工事現場における標示施設等の設置基準	参-61
資料13 鉛管の接合(応急時の技術資料)	参-63
資料14 水道用ポリエチレン管の止水工法(応急時の技術資料)	参-64
資料15 水質管理	参-65
資料16 検定公差及び使用公差	参-70

参考文献

ページ数の整理

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。</p> <p>※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは、条例第 32 条第 1 号の規定により過料が科せられる。</p> <p>1.2 施行承認する工事</p> <p>(1) 給水装置を新設する工事</p> <p>(2) 給水装置を改造する工事</p> <p>(3) 給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事</p> <p>(4) 給水装置を撤去する工事</p> <p>1.3 承認要件</p> <p>(1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。</p> <p>(3) 当該給水装置の口径は適正であること。</p> <p>(4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。</p> <p>(5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。</p> <p>(6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。</p> <p>(7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.4 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>(1) 『給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書』(施行規程様式第 1 号)の所定欄に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>ア 装置場所</p> <p>給水装置を使用する場所の所在地を記入する。</p> <p>イ 申請者、使用者</p> <p>給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>給水装置の工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>これは、管理者の配水管を損傷しないこと、他の需要者への給水に支障を生じたり危害を与えないこと、また、水道水質の確保に支障を生じないこと等の確認をするためである。</p> <p>※ 管理者の承認を受けずに給水装置の工事を施工したものは、条例第 32 条第 1 号の規定により過料が科せられる。</p> <p>1.2 施行承認する工事</p> <p>(1) 給水装置を新設する工事</p> <p>(2) 給水装置を改造する工事</p> <p>(3) 給水装置を修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更を除く)する工事</p> <p>(4) 給水装置を撤去する工事</p> <p>1.3 承認要件</p> <p>(1) 給水区域内であって、当該給水装置の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 当該給水装置による計画使用水量が、分岐予定の配水管又は既設給水装置の給水能力の範囲内であること。</p> <p>(3) 当該給水装置の口径は適正であること。</p> <p>(4) 計画使用水量は、効率的な使用方法に基づき算出されたものであること。</p> <p>(5) メーターの設置基準及び性能基準に適合していること。</p> <p>(6) 当該給水装置の設置場所に使用見込みのない既設給水装置がある場合は、その既設給水装置を撤去すること。</p> <p>(7) その他給水装置の管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.4 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>(1) 『給水装置工事申請・設計書 兼 受水槽以下設備工事届出書』(施行規程様式第 1 号)の所定欄に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>ア 装置場所</p> <p>給水装置を使用する場所の所在地を記入する。</p> <p>イ 申請者、使用者</p> <p>給水装置を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏</p>	<p>給水装置工事申請・設計書の様式改定に伴う文言の整理</p>

<p>名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>給水装置を使用する者(使用者)の氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 給水装置番号</p> <p>エ 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者 当該給水装置において利害関係人が存在する場合には、承諾を確認する。</p> <p>オ 委任状 給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定給水工事業者に委任するためのものである。委任の範囲において、申請者と指定給水工事業者双方が納得したうえで押印提出されるものである。</p> <p>管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。</p> <p>(ア) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き</p> <p>(イ) 工事施行</p> <p>(ウ) 工事に係わる給水負担金、設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p> <p>カ 誓約書 給水装置について第三者から異議の申立てを受けたときは、私方で責任をもって解決すること、水道メーター及び給水装置は条例にしたがい管理することを誓約するものである。誓約内容について申請者が納得したうえで押印提出されるものである</p> <p style="text-align: center;">-15-</p>	<p>名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>給水装置を使用する者(使用者)の氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>ウ 給水装置番号</p> <p>エ 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者 当該給水装置において利害関係人が存在する場合には、承諾を確認する。</p> <p>オ 委任及び誓約 給水装置工事の申請及び工事施行その他工事に関する一切の事項を指定給水工事業者に委任するためのものであり、また給水装置について第三者から異議の申立てを受けたときは、私方で責任をもって解決すること、水道メーター及び給水装置は条例にしたがい管理することを誓約するものである。委任の範囲と誓約内容について、申請者と指定給水工事業者双方が納得することが必須である。</p> <p>管理者への申請等に関する委任事項は次のとおりである。</p> <p>(ア) 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続き</p> <p>(イ) 工事施行</p> <p>(ウ) 工事に係わる給水負担金、設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p> <p style="text-align: center;">-15-</p>	<p>オ と カ をまとめ、文言整理</p>
--	--	------------------------

現 行

7 止水栓ボックス及び仕切弁室

- (1) 止水栓ボックスは、**鋳鉄製又はFRP製の内径15cm以上のもの**を使用する。なお、公道上は仕切弁室を使用し、敷地内は深さ25cm以上のものを使用する。
- (2) 敷地内の**青銅製仕切弁**は、仕切弁室又は止水栓ボックスを使用し、ハンドル深さは20cmから40cmとする。ただし、車両等の乗る所は、仕切弁室とする。
- (3) 仕切弁室は、**レジンコンクリート製又は鉄筋コンクリート製**、蓋は**鋳鉄製**とする。ただし、公道及び公道に準ずる場所に設置する仕切弁室は、**レジンコンクリート製**とする。

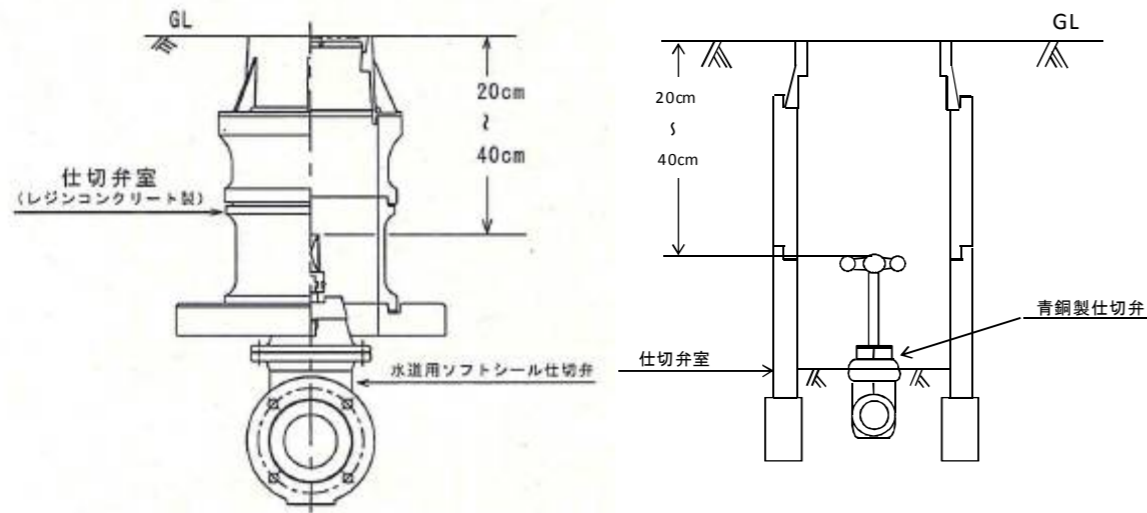


図 3 - 77

- (4) ボックス及び室類は、雨水及び土砂等が浸入しないように据え付ける。
- (5) 据え付け高さは復旧面と同一高さとする。

8 逆止弁の設置

配水管への水質汚染事故を未然に防止するために、メーターの下流側に逆止弁を設置すること。

設置図等については、(図 3 - 84~90)参照のこと。

改正案

7 止水栓ボックス及び仕切弁室

- (1) 止水栓ボックスは、**鋳鉄製又はFRP製の内径15cm以上のもの**を使用する。なお、公道上は仕切弁室を使用し、敷地内は深さ25cm以上のものを使用する。
- (2) 敷地内の**青銅製仕切弁**は、仕切弁室又は止水栓ボックスを使用し、ハンドル深さは20cmから40cmとする。ただし、車両等の乗る所は、仕切弁室とする。
- (3) 仕切弁室は、**レジンコンクリート製又は鉄筋コンクリート製**、蓋は**鋳鉄製**とする。ただし、公道及び公道に準ずる場所に設置する仕切弁室は、**レジンコンクリート製**とする。

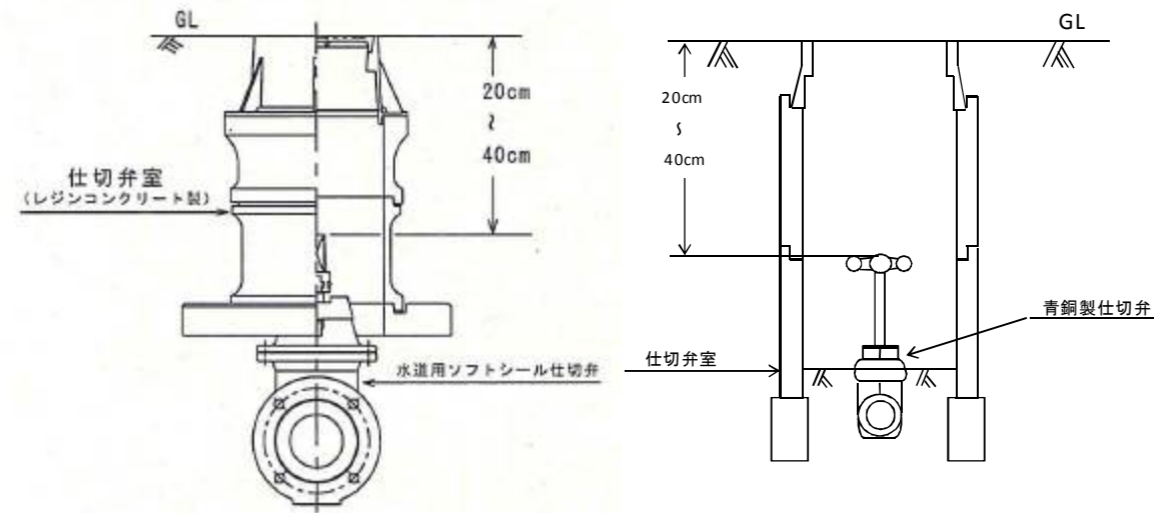


図 3 - 77

- (4) ボックス及び室類は、雨水及び土砂等が浸入しないように据え付ける。
- (5) 据え付け高さは復旧面と同一高さとする。

8 逆止弁の設置

配水管への水質汚染事故を未然に防止するために、メーターの下流側に逆止弁を設置すること。

設置図等については、(図 3 - 84~90)参照のこと。

9 磁気活水器等の設置

磁気活水器等を取り付ける場合は、水道メーターに影響が出ないように、水道メーター下流側で**50cm以上の離隔をとること。**

備 考

9.磁気活水器等の設置を追加。

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: right;">資料6</p> <p style="text-align: center;">特定施設水道連結型スプリンクラー設備の取扱いについて</p> <p>1 目 的 社会福祉施設における防火安全対策のための消防法施行令等一部改正に伴い、小規模社会福祉施設において、新たにスプリンクラー設置が義務づけられた（一部の施設で適用除外特例あり）。 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道直結部分については、水道法第3条第9項に規定する「給水装置」に該当することから、ここに取扱いを定めるものとする。また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の計画・調査から設置までの手続きに関しては、(図1)を参照すること。</p> <p>2 用語の定義 (1) 小規模社会福祉施設 消防法施行令別表1(6)項ロに定める防火対象物のうち、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満のもの (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 小規模社会福祉施設に設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの (3) 水道直結式スプリンクラー設備 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲に設置されるもの (4) 水道連結型水槽式スプリンクラー設備 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、受水槽又は補助水槽（以下「水槽」という。）までの配管等が水道の用に供する水管に連結し、水槽以下にスプリンクラー設備を設置するもの</p> <p style="text-align: center;">参-36</p>	<p style="text-align: right;">資料7</p> <p style="text-align: center;">特定施設水道連結型スプリンクラー設備の取扱いについて</p> <p>1 目 的 医療施設、社会福祉施設における防火安全対策のための消防法施行令等一部改正に伴い、スプリンクラー設置義務の要件が改正された。 そのうち、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の一部については、水道法第3条第9項に規定する「給水装置」に該当することから、ここに取扱いを定めるものとする。また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の計画・調査から設置までの手続きに関しては、(図1)を参照すること。</p> <p>2 用語の定義 (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 スプリンクラー設備のうち、その配管が水道の用に供する水管に連結されるなどの構造をもつもので、消防法施行令12条2項3号の2(※)に規定されているもの。 (2) 水道直結式スプリンクラー設備 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲に設置されるもの (3) 水道連結型水槽式スプリンクラー設備 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、受水槽又は補助水槽（以下「水槽」という。）までの配管等が水道の用に供する水管に連結し、水槽以下にスプリンクラー設備を設置するもの</p> <p>※ 消防法施行令12条2項3号の2 の要旨 「延べ面積から防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分を除いた面積（基準面積）が1,000平方メートル未満である施設は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。」</p> <p style="text-align: center;">参-40</p>	<p>消防法施行令の改正により、病院、診療所、助産院などの医療施設も追加されているため。</p> <p>275㎡未満も義務付けがなされたため、小規模社会福祉施設の定義を削除</p> <p>根拠法令の消防法施行令を簡単に説明</p>

現 行	改正案	備 考
<p data-bbox="409 575 1012 638">排水設備工事施行基準</p> <p data-bbox="596 848 819 905">2011</p> <p data-bbox="581 942 834 984">(2015.6 改正版)</p> <p data-bbox="433 1703 982 1755">鹿児島市水道局</p>	<p data-bbox="1626 575 2228 638">排水設備工事施行基準</p> <p data-bbox="1813 848 2036 905">2011</p> <p data-bbox="1798 942 2050 984">(2017.6 改正版)</p> <p data-bbox="1650 1703 2199 1755">鹿児島市水道局</p>	<p data-bbox="2546 1014 2769 1094">【表紙】 改正年月を変更。</p>

現 行	改正案	備 考
— 目 次 —	— 目 次 —	ページ数の整理
第1章 排水設備の概要	第1章 排水設備の概要	
第1節 下水道	第1節 下水道	
1 下水道の目的と役割 1	1 下水道の目的と役割 1	
2 下水の種類 1	2 下水の種類 1	
3 下水の排除方式 1	3 下水の排除方式 1	
第2節 排水設備	第2節 排水設備	
1 定 義 2	1 定 義 2	
2 排水設備の種類 2	2 排水設備の種類 2	
3 設置及び構造の基準 2	3 設置及び構造の基準 2	
4 工事の種類 2	4 工事の種類 2	
第2章 手続	第2章 手続	
第1節 市民と指定排水工事業者	第1節 市民と指定排水工事業者	
1 指定排水工事業者が施行する排水設備工事 5	1 指定排水工事業者が施行する排水設備工事 5	
2 完成した排水設備の引渡し 5	2 完成した排水設備の引渡し 5	
3 責任技術者の責務 5	3 責任技術者の責務 5	
4 指定排水工事業者の遵守事項 5	4 指定排水工事業者の遵守事項 5	
第2節 工事施行に伴う申請手続等	第2節 工事施行に伴う申請手続等	
1 排水設備工事の施行承認 7	1 排水設備工事の施行承認 7	
第3節 設計審査	第3節 設計審査	
1 設計審査の申込方法 9	1 設計審査の申込方法 9	
2 審査項目 9	2 審査項目 9	
3 手数料の納入 10	3 手数料の納入 10	
4 工事の着手 10	4 工事の着手 10	
5 工事変更等の取扱い 10	5 工事変更等の取扱い 10	
第4節 指定排水工事業者の自主検査	第4節 指定排水工事業者の自主検査	
1 検査項目 11	1 検査項目 11	
2 自主検査チェックリスト 11	2 自主検査チェックリスト 11	
第5節 工事検査	第5節 工事検査	
1 工事検査の申込方法 12	1 工事検査の申込方法 12	
2 検査の種類 12	2 検査の種類 12	
3 検査方法 13	3 検査方法 13	
4 検査内容 13	4 検査内容 13	
5 現場検査の省略 14	5 現場検査の省略 14	
6 検査結果 14	6 検査結果 14	
7 留意事項 14	7 留意事項 14	

第6節 管理者と使用者との関係	
1 排水設備の設置義務	15
2 排水に関する受忍義務	15
3 水洗便所への改造義務	16
4 供用開始の公示等	16
5 排水設備の検査	16
第3章 排水設備設計施行基準	
第1節 排水設備の設計	
1 設計	18
2 材料及び器具	20
第2節 屋内排水設備	
1 基本的事項	26
2 排水系統	26
3 排水管の設計	27
4 トラップ	33
5 ストレーナー	37
6 掃除口	37
7 水洗便所	38
8 阻集器	44
9 ディスポーザ	49
10 排水槽	51
11 雨水排水	55
12 工場・事業場	56
13 間接排水	56
14 通気	57
15 床下集合排水システム（排水ヘッダー）	68
第3節 屋外排水設備	
1 基本的事項	69
2 設計	69
第4節 除害施設	
1 水質規制	81
2 事業場排水の届出から接続まで	81
3 除害施設の設置	81
4 除害施設の維持管理	82
第5節 取付管	
1 取付管の設置	85
2 取付部の構造	87
3 副管取付け	88

第6節 管理者と使用者との関係	
1 排水設備の設置義務	15
2 排水に関する受忍義務	15
3 水洗便所への改造義務	16
4 供用開始の公示等	16
5 排水設備の検査	16
第3章 排水設備設計施行基準	
第1節 排水設備の設計	
1 設計	18
2 材料及び器具	20
第2節 屋内排水設備	
1 基本的事項	26
2 排水系統	26
3 排水管の設計	27
4 トラップ	33
5 ストレーナー	37
6 掃除口	37
7 水洗便所	38
8 阻集器	44
9 ディスポーザ	50
10 排水槽	52
11 雨水排水	56
12 工場・事業場	57
13 間接排水	57
14 通気	58
15 床下集合排水システム（排水ヘッダー）	69
第3節 屋外排水設備	
1 基本的事項	70
2 設計	70
第4節 除害施設	
1 水質規制	82
2 事業場排水の届出から接続まで	82
3 除害施設の設置	82
4 除害施設の維持管理	83
第5節 取付管	
1 取付管の設置	86
2 取付部の構造	88
3 副管取付け	89

ページ数の整理

<p>4 取付管布設の表示 91</p> <p>5 施工 91</p> <p>第6節 排水設備の施工</p> <p>1 基本的事項 93</p> <p>2 屋内排水設備の施工 94</p> <p>3 屋外排水設備の施工 97</p> <p>第7節 冷却水等の直接放流について 103</p> <p>参 考 資 料</p> <p>資料1 下水道の水理 参-1</p> <p>資料2 計算例(排水) 参-2</p> <p>資料3 流量表(排水) 参-5</p> <p>資料4 グリース阻集器の選定 参-7</p> <p>資料5 特定施設の一覧表 参-18</p> <p>資料6 低宅地汚水ポンプ施設設置基準 参-26</p> <p>資料7 誤りやすい排水・通気配管 参-27</p> <p>資料8 排水設備自主検査チェックリスト 参-29</p> <p>資料9 道路工事現場における標示施設等の設置基準 . . . 参-31</p> <p>資料10 主な規格一覧 参-33</p> <p>参考文献</p>	<p>4 取付管布設の表示 92</p> <p>5 施工 92</p> <p>第6節 排水設備の施工</p> <p>1 基本的事項 94</p> <p>2 屋内排水設備の施工 95</p> <p>3 屋外排水設備の施工 98</p> <p>第7節 冷却水等の直接放流について 104</p> <p>参 考 資 料</p> <p>資料1 下水道の水理 参-1</p> <p>資料2 計算例(排水) 参-2</p> <p>資料3 流量表(排水) 参-5</p> <p>資料4 グリース阻集器の選定 参-7</p> <p>資料5 特定施設の一覧表 参-18</p> <p>資料6 低宅地汚水ポンプ施設設置基準 参-26</p> <p>資料7 誤りやすい排水・通気配管 参-27</p> <p>資料8 排水設備自主検査チェックリスト 参-29</p> <p>資料9 道路工事現場における標示施設等の設置基準 . . . 参-31</p> <p>資料10 主な規格一覧 参-33</p> <p>参考文献</p>	<p>ページ数の整理</p>
--	--	----------------

現 行	改正案	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 排水設備工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>排水設備等の新設・改造又は撤去をしようとする者は、条例第 6 条の規定に基づき、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。これは、工事の着手前に、法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。</p> <p>1.2 承認要件</p> <p>排水設備は関係法令、本市の条例・排水設備工事施行基準等の規定に基づく技術上の基準に適合しているものであること。</p> <p>(1) 処理区域内であって当該排水設備の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 汚水と雨水を分離して排除する構造であること。</p> <p>(3) 排水の水質基準に適合すること。</p> <p>(4) その他排水管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.3 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>「排水設備工事申請・設計書」(施行規程 様式第 1 号)の所定欄に次の事項を記入して提出する。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>排水設備を設置する場所の所在地を記入する。</p> <p>(2) 申請者・使用者</p> <p>排水設備を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>排水設備を使用する者(使用者)の氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>(3) 排水設備番号</p> <p>(4) 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者</p> <p>当該排水設備において、利害関係人が存在する場合には承諾を確認する。</p> <p>(5) 委任状</p> <p>排水設備工事の申請及び工事施行その他工事に係る一切の事項を指定排水工事業者に委任するためのものである。委任の範囲について申請者と指定排水工事業者双方が納得したうえで押印し提出されるものである。</p> <p>管理者への申請等に関連する委任事項は次のとおりである。</p> <p>ア 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続</p> <p>イ 工事施行</p> <p>ウ 工事に係る設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 工事施行に伴う申請手続等</p> <p>1 排水設備工事の施行承認</p> <p>1.1 施行承認の意義</p> <p>排水設備等の新設・改造又は撤去をしようとする者は、条例第 6 条の規定に基づき、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。これは、工事の着手前に、法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、私法上の土地利用又は賃借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。</p> <p>1.2 承認要件</p> <p>排水設備は関係法令、本市の条例・排水設備工事施行基準等の規定に基づく技術上の基準に適合しているものであること。</p> <p>(1) 処理区域内であって当該排水設備の設置が可能な立地条件にあること。</p> <p>(2) 汚水と雨水を分離して排除する構造であること。</p> <p>(3) 排水の水質基準に適合すること。</p> <p>(4) その他排水管理に支障を及ぼさないこと。</p> <p>1.3 施行承認の申込み</p> <p>施行承認の申込みは、施行規程に定める様式に必要事項を記入して管理者に提出する。</p> <p>「排水設備工事申請・設計書」(施行規程 様式第 1 号)の所定欄に次の事項を記入して提出する。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>排水設備を設置する場所の所在地を記入する。</p> <p>(2) 申請者・使用者</p> <p>排水設備を設置する者(申請者)の現住所及び氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>排水設備を使用する者(使用者)の氏名を記入し押印する。法人等の場合、代表者氏名も記入する。また、氏名及び代表者氏名にフリガナを記入する。</p> <p>(3) 排水設備番号</p> <p>(4) 幹線所有者・土地所有者・家屋所有者</p> <p>当該排水設備において、利害関係人が存在する場合には承諾を確認する。</p> <p>(5) 委任及び誓約</p> <p>排水設備工事の申請及び工事施行その他工事に係る一切の事項を指定排水工事業者に委任するためのものであり、また排水設備について第三者から異議申立てを受けたときは申請者の責任において解決するとともに、排水設備は条例にしたがい管理することを誓約するものである。委任の範囲と誓約内容について、申請者と指定排水工事業者双方が納得することが必須である。</p> <p>管理者への申請等に関連する委任事項は次のとおりである。</p> <p>ア 工事の施行承認等工事に伴う管理者への諸手続</p>	<p>排水設備工事申請・設計書の様式改定に伴う記述の変更</p> <p>(5)と(6)をまとめ、文言整理</p>

(6) 誓約書

排水設備について第三者から異議申立てを受けたときは申請者の責任において解決するとともに、排水設備は条例にしたがい管理することを誓約するものである。誓約内容について申請者が納得したうえで押印し提出されるものである。

イ 工事施行

ウ 工事に係る設計審査・工事検査手数料の納付又は還付に関する一切の権限

現 行

(2) オイル阻集器（油水分離槽）

公共下水道に接続するガソリンスタンド・自動車整備工場等の油水分離は、機械的に浮上分離するもののほか、以下のとおりとする。

ア オイル阻集器への排水系統には、雨水を混入させないよう必要な措置を講ずること。

イ オイル阻集器に生活系排水を接続しないこと。

ウ オイル阻集器は5槽構造とし、最初の槽は砂又は泥の沈殿槽とする。ただし、前段に砂又は泥の沈殿槽を設置する場合は、最初の沈殿槽を省略して4槽構造とすることができる。

エ 沈殿槽を除く分離槽の有効容量は、最大使用水量の30分以上滞留できる大きさとする。なお、容量が500ℓに満たない場合は、最低容量を500ℓとする。

オ 各槽の有効水深は500mm以上とし、連結管の流入側は原則として底面より150mmの高さとする。

カ 浮上分離した油分が再び水中に拡散することがないように、各槽には段差がない構造とすること。

キ オイル阻集器は降雨の影響がないよう、蓋をすること。

ク 油水分離槽の後段には検水ますを設置すること。

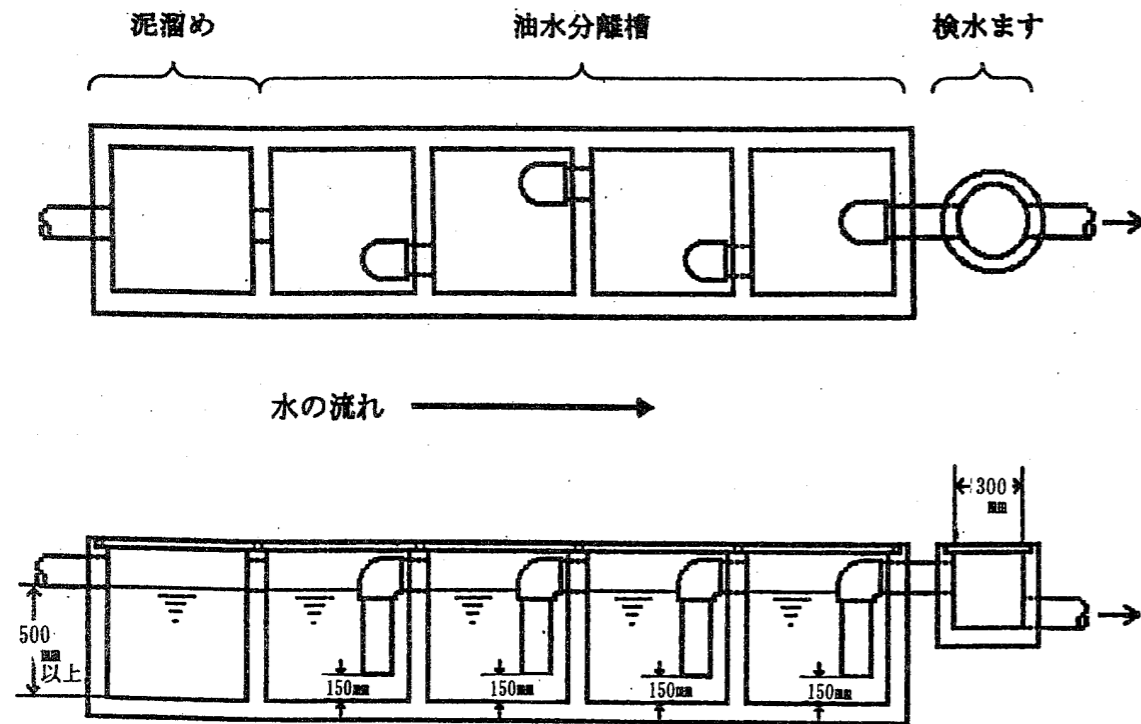


図3-24 オイル阻集器の構造（参考図）

改正案

(2) 油水分離槽

公共下水道に接続するガソリンスタンド・整備工場等の油水分離は、機械的に浮上分離するもののほか、以下の基準による。

ア 油水分離槽または油水分離槽への排水経路には、雨水を混入しないよう必要な措置を講ずること。

イ 油水分離槽へは原則として生活系排水を接続しないこと。

ウ 油水分離槽は5槽構造とし、最初の槽は砂または泥の沈殿槽とする。

（最低容量は125ℓとする。）ただし、前段に砂または泥の沈殿槽を設置する場合は、最初の沈殿槽を省略して4槽構造とすることができる。

エ 沈殿槽を除く分離槽の有効容量は、最大使用水量の30分以上滞留できる大きさとする。ただし、容量が500ℓに満たない場合は500ℓを最低容量とする。

オ 各槽の有効水深は500mm以上とし、連結管の流入側は底面より原則として150mm～250mmとする。

カ 浮上分離した油分が再び水中に拡散することを防ぐため、各槽には段差がない構造とすること。

キ 油水分離槽は降雨の影響を防ぐため、蓋をし、一段高くすること。

ク 油水分離槽の後段には検水ますを設置すること。

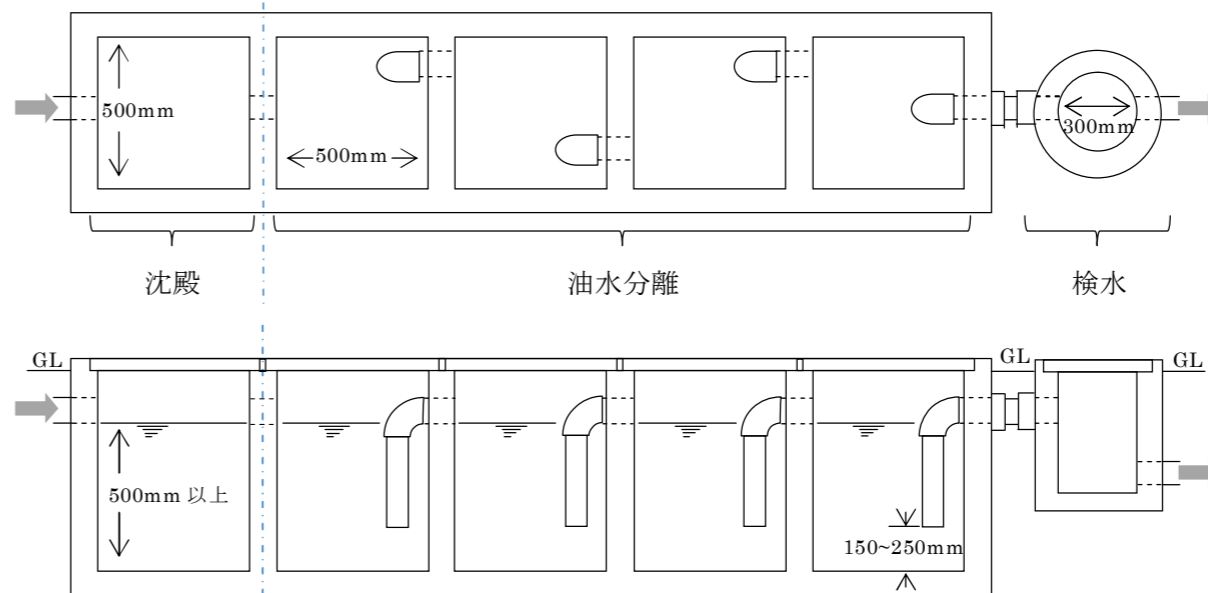


図3-24 油水分離槽の構造（参考図）

備 考

8.阻集器
(2) 油水分離槽
ア～キの文言の修正及び図3-24の修正。

(5) ランドリー阻集器

洗濯場及びこれに準じる施設の排水系統には、汚水中に含まれる糸くず・布くず・ボタンなどの不溶性物質を有効に分離できる構造の阻集器を設ける。(営業用洗濯機内に阻集機能のない場合床排水に設置) 阻集器の中には、取外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。

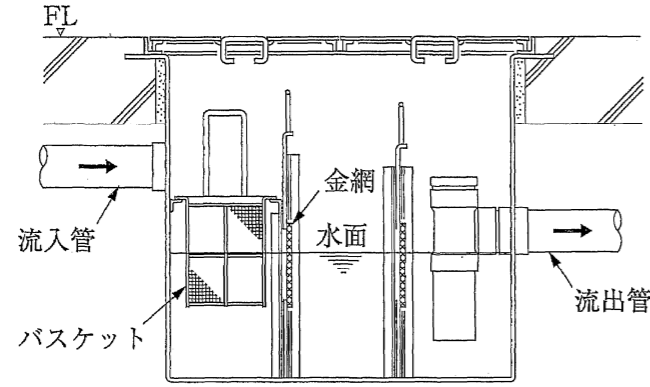


図 3-27 ランドリー阻集器の例

(6) プラスタ (石膏) 阻集器

歯科医院・外科医院及びこれに準じる施設の排水系統には、汚水中に含まれるプラスタ・貴金属・美容用粘土などの不溶性物質を有効に分離できる構造の阻集器を設ける。プラスタ等は排水管に流入すると、管壁に付着し凝固して容易に取れなくなる。

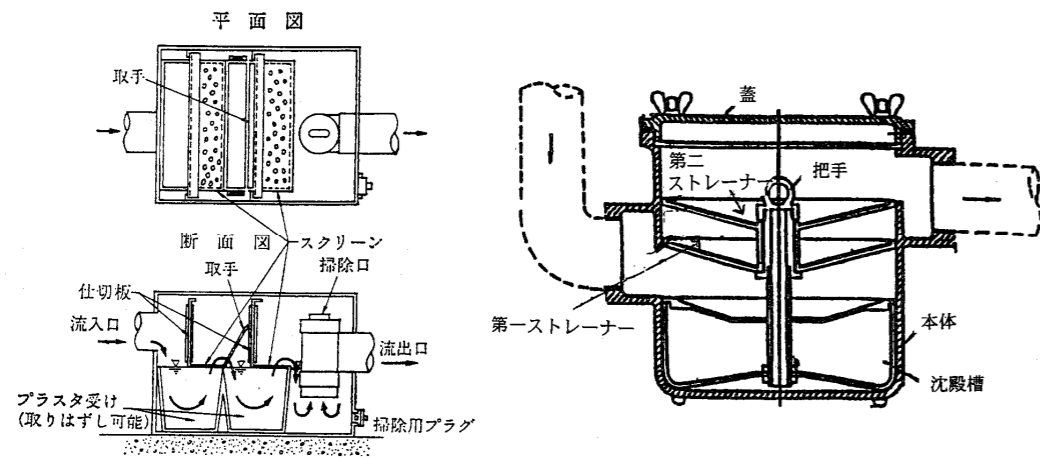


図 3-28 プラスタ (石膏) 阻集器の例

(5) ランドリー阻集器

洗濯場及びこれに準じる施設の排水系統には、汚水中に含まれる糸くず・布くず・ボタンなどの不溶性物質を有効に分離できる構造の阻集器を設ける。(営業用洗濯機内に阻集機能のない場合床排水に設置) 阻集器の中には、取外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。

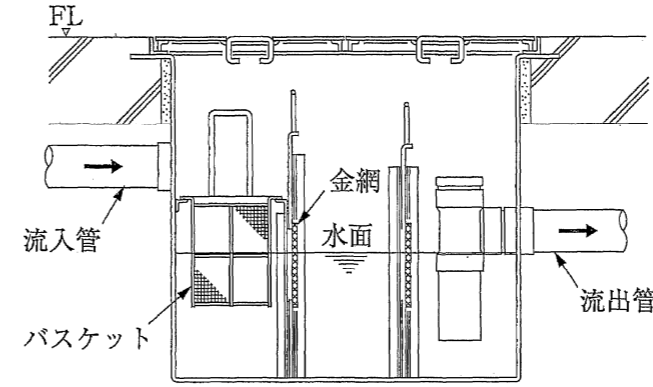


図 3-27 ランドリー阻集器の例

(6) プラスタ (石膏) 阻集器等

歯科医院・外科医院及びこれに準じる施設の排水系統には、汚水中に含まれるプラスタ・貴金属・美容用粘土などの不溶性物質 (以下、「プラスタ等」という。) を有効に分離できる構造の阻集器を設ける。また、歯科医業及びこれに準じる施設に用いる診察台の排水経路には三段ますを設ける。プラスタ等は排水管に流入すると、管壁に付着し凝固して容易に取れなくなる。

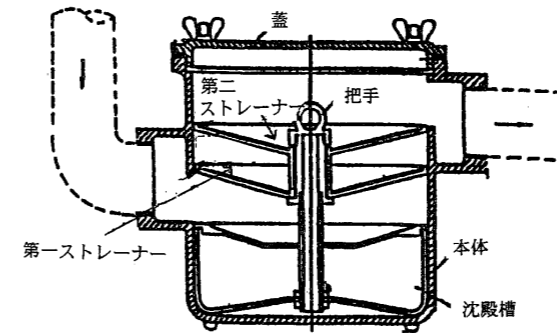


図 3-28-1 プラスタ (石膏) 阻集器の例

8.阻集器
(6) プラスタ (石膏) 阻集器
説明文の修正。
表 3-11 の追加。
図 3-28 を図 3-28-1、
図 3-28-2 へ変更。

表 3-11 三段ますの有効容量

診察台数	三段ますの有効容量
3台以下の場合	93ℓ以上
4台	113ℓ以上
5台	133ℓ以上
1台増す毎に	20ℓ加算される

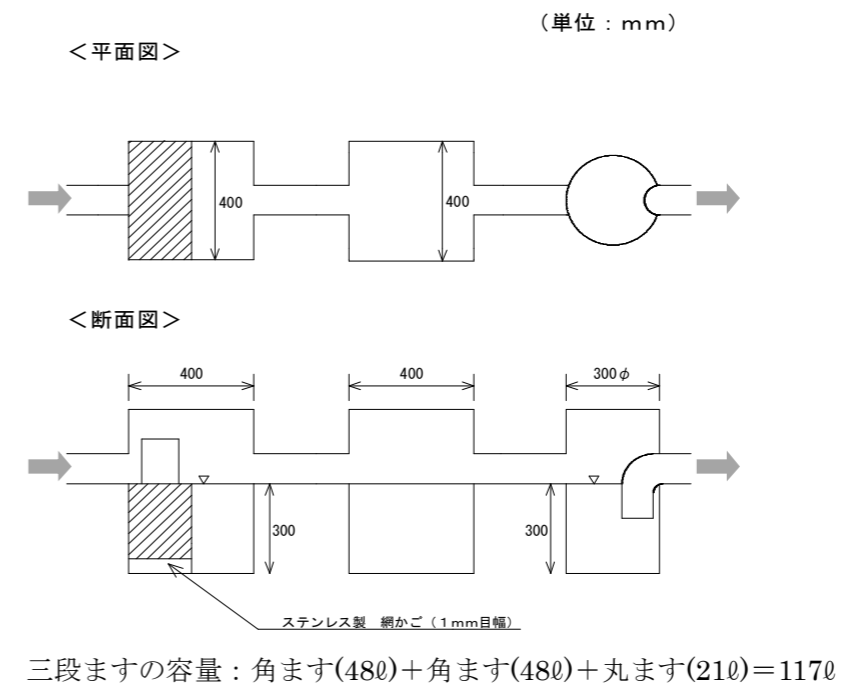


図 3-28-2 三段ますの例 (診察台 4 台の場合)

現 行	改正案	備 考
<p>9 ディスポーザ</p> <p>(1) ディスポーザ排水処理システム</p> <p>ア システム 厨房から発生する生ごみを破砕する部位（ディスポーザ）及び破砕された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する部位（排水処理部）から構成されたものであって、次に掲げるものをいう。ただし、(イ)から(エ)までに掲げるものについては、平成27年6月30日までに第3条の規定による申請を受理した場合に限る。</p> <p>(ア) 公益社団法人日本下水道協会（以下、「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づく同協会の製品認証を受けたもの。</p> <p>(イ) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定に基づき改正される前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく建設大臣認定を受けたもの。</p> <p>(ロ) (イ)の建設大臣認定と同等の取扱いをするよう旧建設省から通知のあったもの。</p> <p>(エ) 社団法人日本下水道協会が示した「ディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月）」に適合する評価を受けたもの。</p> <p>イ ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、管理者が別に定める「ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」に基づき、管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 排水処理槽を設置する場合は、排水処理槽の下流に検水ますを設置する。</p>	<p>9 ディスポーザ</p> <p>(1) ディスポーザ排水処理システム</p> <p>ア システム</p> <p>厨房から発生する生ごみを破砕する部位（ディスポーザ）及び破砕された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する部位（排水処理部）から構成されたものであって、公益社団法人日本下水道協会（以下、「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づく同協会の製品認証を受けたものをいう。</p> <p>イ ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、管理者が別に定める「ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」に基づき、管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 排水処理槽を設置する場合は、排水処理槽の下流に検水ますを設置する。</p>	<p>9.ディスポーザ</p> <p>(1) ディスポーザ排水処理システム</p> <p>アの文言の修正及び(ア)～(エ)の削除。</p>